

## 第4章

# 介護保険事業の推進 (第7期介護保険事業計画)

# 第4章 介護保険事業の推進

## (第7期介護保険事業計画)

### 第1節 第7期介護保険事業計画の推進に向けて

#### 1. 第7期介護保険事業計画（平成30～32年度）の位置付け

新宿区の介護保険は、新宿区が保険者となって制度の運営を行っています。介護を社会全体で支えていくという制度の目的から、その財源は、公費で50%、65歳以上の方（第1号被保険者）と医療保険に加入している40から64歳の方（第2号被保険者）の保険料の50%でまかなわれています。区は、介護保険法第117条に基づき、3年を1期とする介護保険事業計画を定めることとされています。この介護保険事業計画は介護サービスの整備計画であるとともに、区の第1号被保険者の保険料の算定基礎となる計画です。

第7期介護保険事業計画は、平成37（2025）年に向けて、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保に向けて取り組んでいくものです。

#### 2. 介護保険制度の改正内容

##### 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
  - ・ 国から提供されたデータを分析の上、計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載。
- 医療・介護の連携の推進等
  - ・ 医学管理や看取り等の機能と生活施設としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設を創設。
- 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等
  - ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける。

##### 介護保険制度の持続可能性の確保

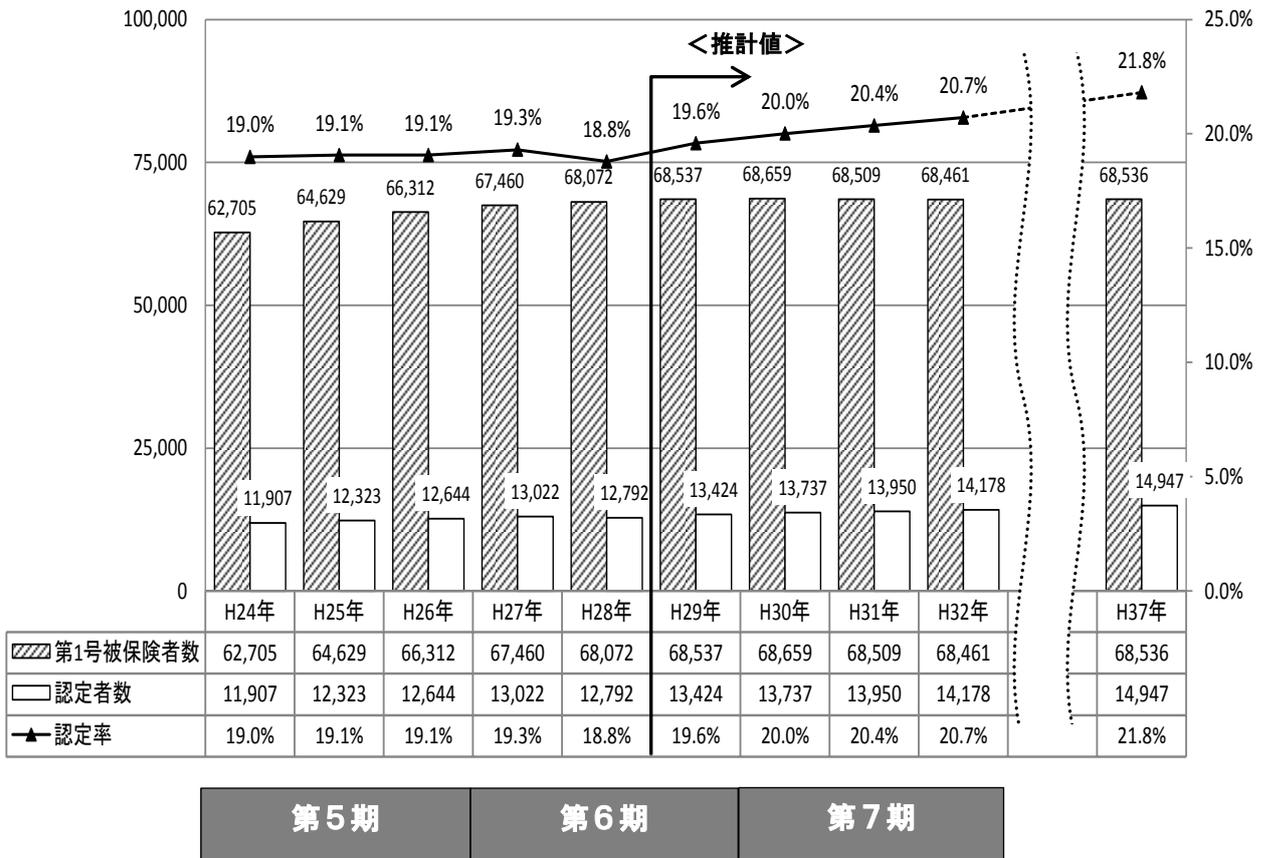
- 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（平成30年8月）
- 介護納付金への総報酬割の導入（平成29年8月）※（）内は実施時期  
各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では「総報酬割」とする。

## 第2節 要介護認定者等の現状

### 1. 第1号被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推移と将来推計

平成37（2025）年には、75歳以上の高齢者数が増加することに伴い、要支援・要介護認定率<sup>1</sup>（以下、「認定率」という）は21.8%になると見込まれます。

第1号被保険者数及び認定者数の推移と将来推計

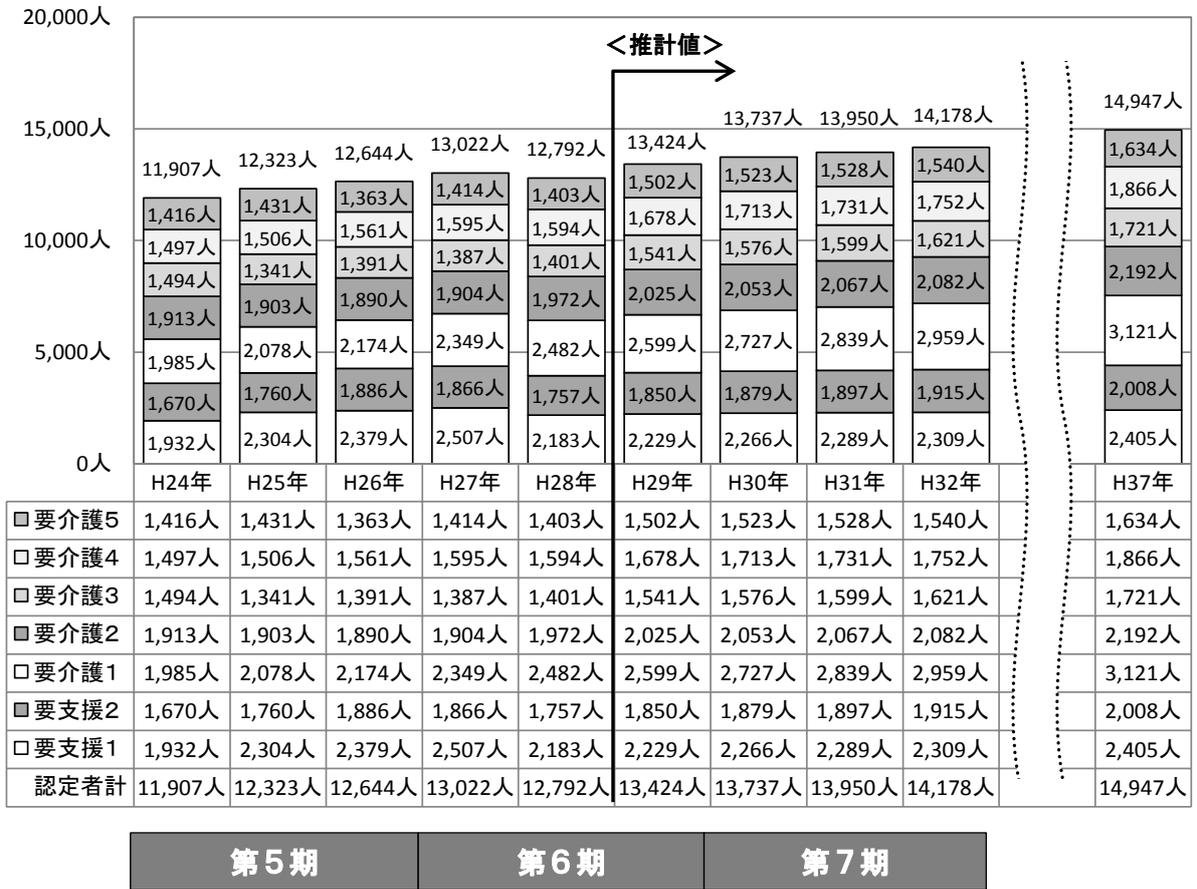


注) 各年10月1日現在

平成24～28年は実績値、平成29年以降は平成28年までの実績をもとに推計した値

<sup>1</sup> 第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者数の割合

### 要介護度別の認定者数の推移と将来推計



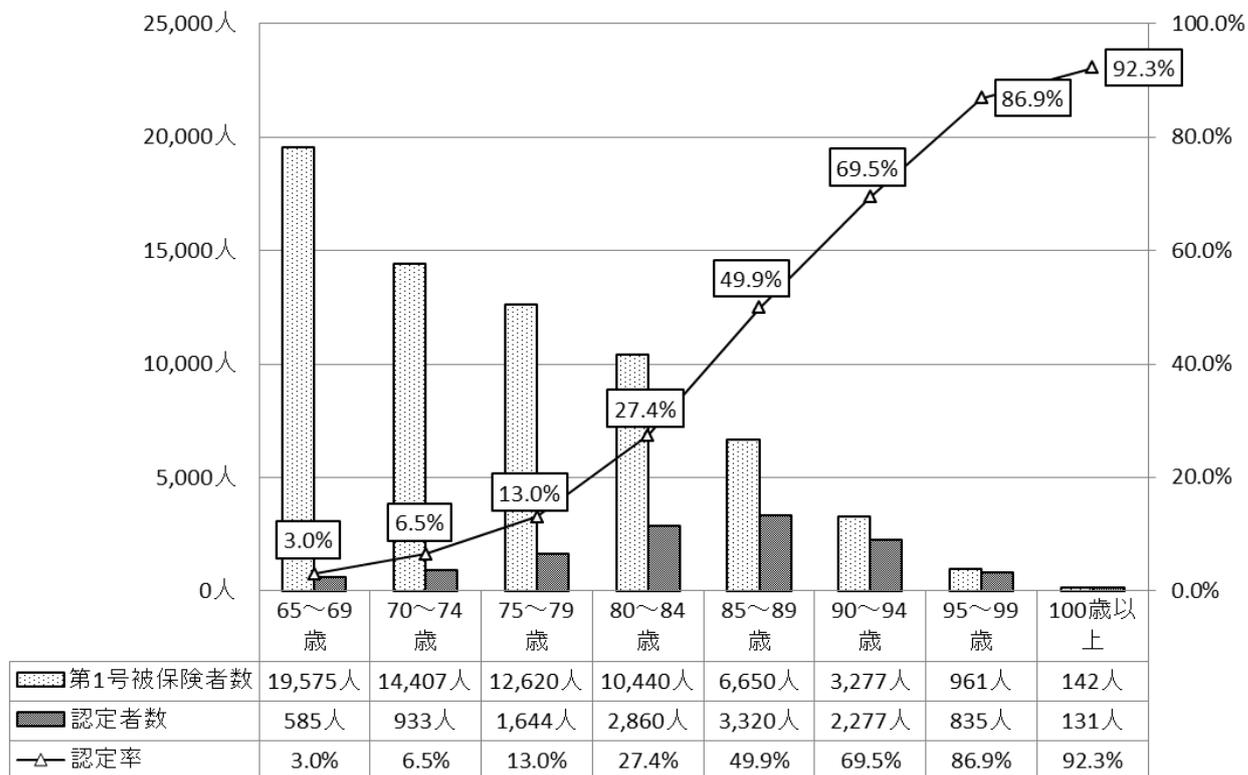
注) 各年 10月1日現在

平成24~28年は実績値、平成29年以降は平成28年までの実績をもとに推計した値

## 2. 年齢階層別の認定者数と認定率の現状

年齢階層別で認定率を見ると、年齢が高くなるにしたがって認定率も増加します。特に、85～89歳の区分では認定率が約50%となり、およそ2人に1人が認定者となります。

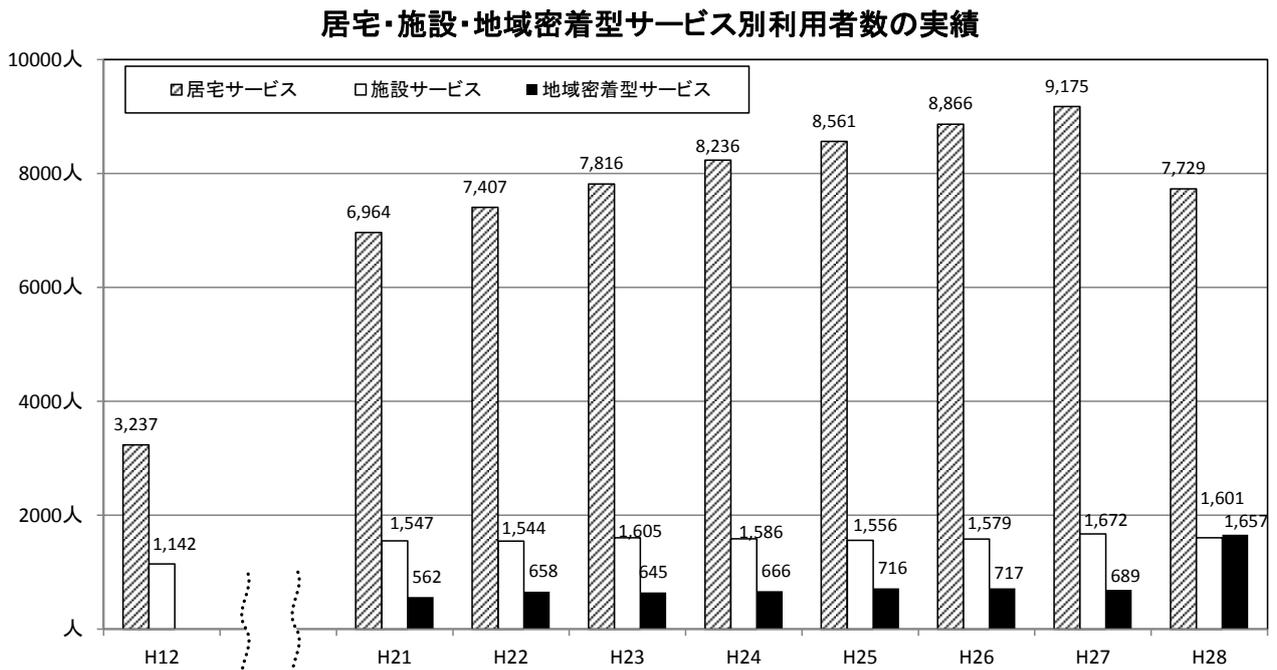
年齢階層別の認定者数と認定率



(平成28年10月1日実績)

### 3. サービス別利用者数の実績

居宅サービス利用者数は、平成12年度から平成28年度までに約2.4倍に増加しました。平成20年度以降増加傾向にありましたが、平成28年度に介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が介護予防・生活支援サービス事業へ移行されたことに伴い減少しました。施設サービス利用者数は、ほぼ横ばいで推移しています。地域密着型サービス利用者数は平成28年度小規模通所介護が地域密着型通所介護へ移行されたことに伴い増加しました。



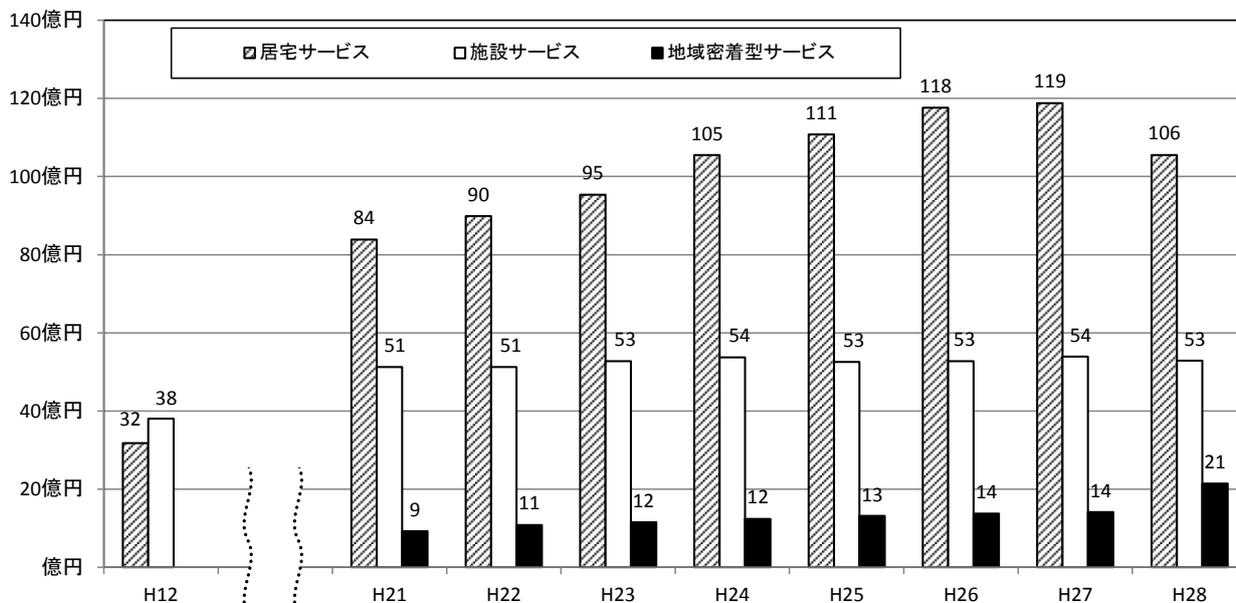
(介護保険事業状況報告 各年度末月報実績)

- 居宅サービス : 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修、特定施設入居者生活介護、介護予防支援・居宅介護支援
- 施設サービス : 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
- 地域密着型サービス : 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

#### 4. サービス別給付費の実績

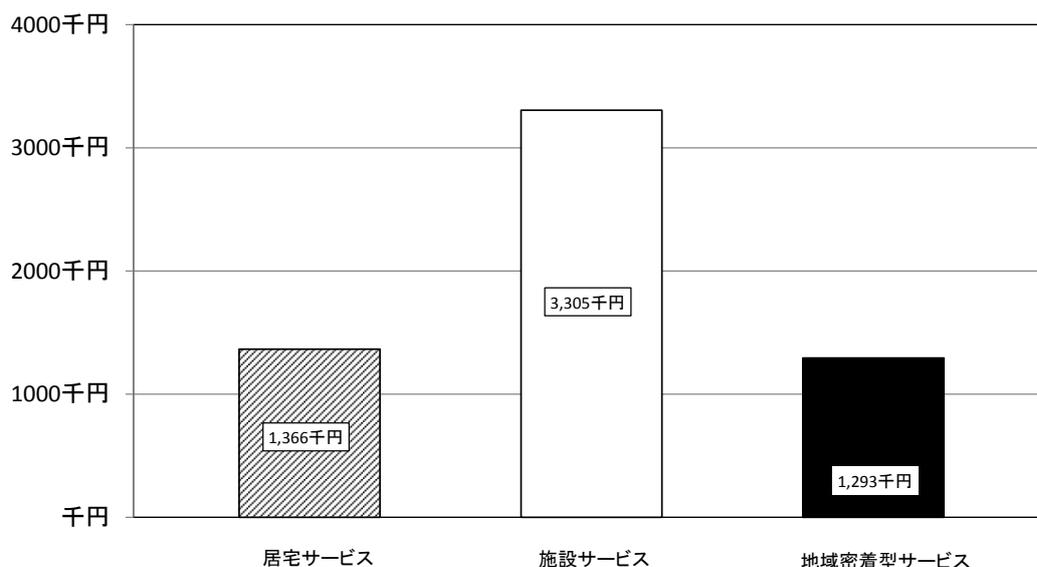
居宅サービス費は、利用者数の推移と同様に平成28年度には減少に転じましたが、平成12年度から平成28年度までに約3.3倍に増加しています。施設サービス費は、一人当たりの利用額が高いため、全体に占める割合は利用者数に比べて高くなっています。

居宅・施設・地域密着型サービス別給付費の推移



(介護保険事業状況報告 各年報実績)

サービス別利用者一人当たりの年間給付費

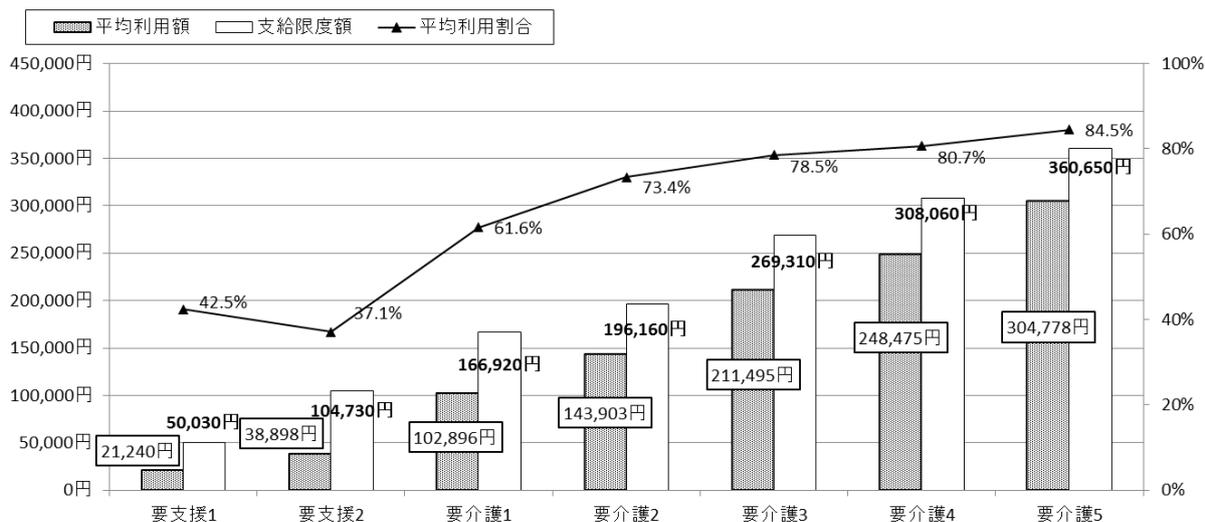


(平成28年度実績)

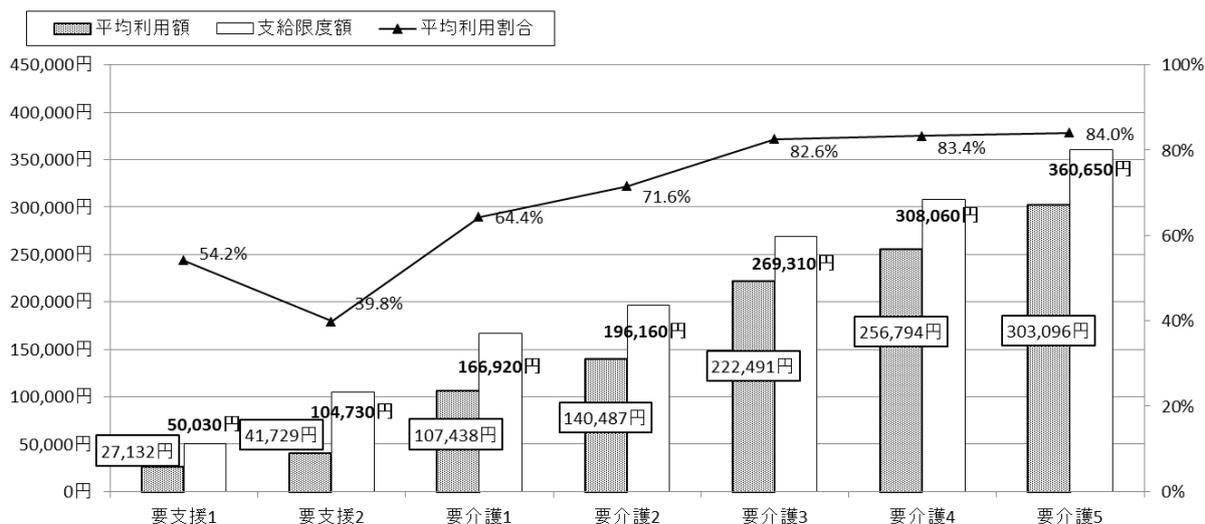
## 5. 居宅サービス等の平均利用額（月額）

居宅・地域密着型サービス1人当たりの平均利用額は、要介護度が重度化するに従って増えています。支給限度額に対する平均利用割合も、重度化するに従って高まっている傾向が見られます。第6期からはサービス利用時の利用者負担分が、これまでの1割に加え、所得に応じて2割の利用者負担が導入されました。平成29年6月の平均利用額の状態をみると、1割負担の方と2割負担の方で、大きな違いはありません。

### 【1割負担の方】居宅・地域密着型サービスの平均利用額（月額）



### 【2割負担の方】居宅・地域密着型サービスの平均利用額（月額）



注) 平成29年6月に居宅サービスと地域密着型サービスを利用した方のサービス利用額。(利用者総数 8,455人、1割負担 6,747人、2割負担 1,708人)  
 特定福祉用具購入、住宅改修、地域密着型特別養護老人ホーム、居宅介護支援費は含みません。  
 なお、要支援1・2の中には、介護予防・生活支援サービスを含みます。

## 第3節 介護保険サービスの整備計画と量の見込み

### 1. 地域包括ケアの推進

区では、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケア」のさらなる推進に向けて、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護といった地域密着型サービスを中心に在宅サービスを充実させます。

### 2. 介護保険サービスの充実

#### (1) 地域密着型サービス等

地域密着型サービスは、各区市町村が独自に整備することができる介護保険サービスであるため、地域包括ケアの推進の中心として整備を進めていきます。

平成29年度以降は、民有地活用による整備案件を公募し、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）を整備していきます。また、平成30年度には大久保区有地を活用した認知症高齢者グループホーム、平成31年度には富久町国有地を活用したショートステイの各施設が開設する予定です。

#### 整備計画

（表中の現況：平成29年10月1日現在、目標：平成32年度末）

##### ①認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

	西	中央	東	計		
	現況	現況	現況	現況	目標	累計
事業所	5	2	3	10	+3(※)	13
定員	81	36	45	162	+72(※)	234

※平成30年度に中央圏域の大久保区有地に1所（定員18人）を開設予定

##### ②小規模多機能型居宅介護

	西	中央	東	計		
	現況	現況	現況	現況	目標	累計
事業所	2	3	1	6	0	6
定員	54	83	25	162	0	162

### ③看護小規模多機能型居宅介護

	西	中央	東	計		
	現況	現況	現況	現況	目標	累計
事業所	1	0	1	2	+1(※)	3
定員	23	0	25	48	+29(※)	77

※小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護のどちらかを整備

### ④ショートステイ

	西	中央	東	計		
	現況	現況	現況	現況	目標	累計
事業所	5	2	3	10	+1	11
定員	87	13	17	117	+9	126

注) 平成 31 年度に中央圏域の富久町国有地に 1 所 (定員 9 人) 開設予定

## (2) 特別養護老人ホーム

特別養護老人ホームは、在宅生活が困難になった高齢者へのセーフティネットとして整備を進めており、平成 31 年 7 月には、富久町国有地を活用した特別養護老人ホームが 1 所 (定員 44 人、併設ショートステイ定員 9 人) 開設する予定です。

### 整備計画

(表中の現況：平成 29 年 10 月 1 日現在、目標：平成 32 年度末)

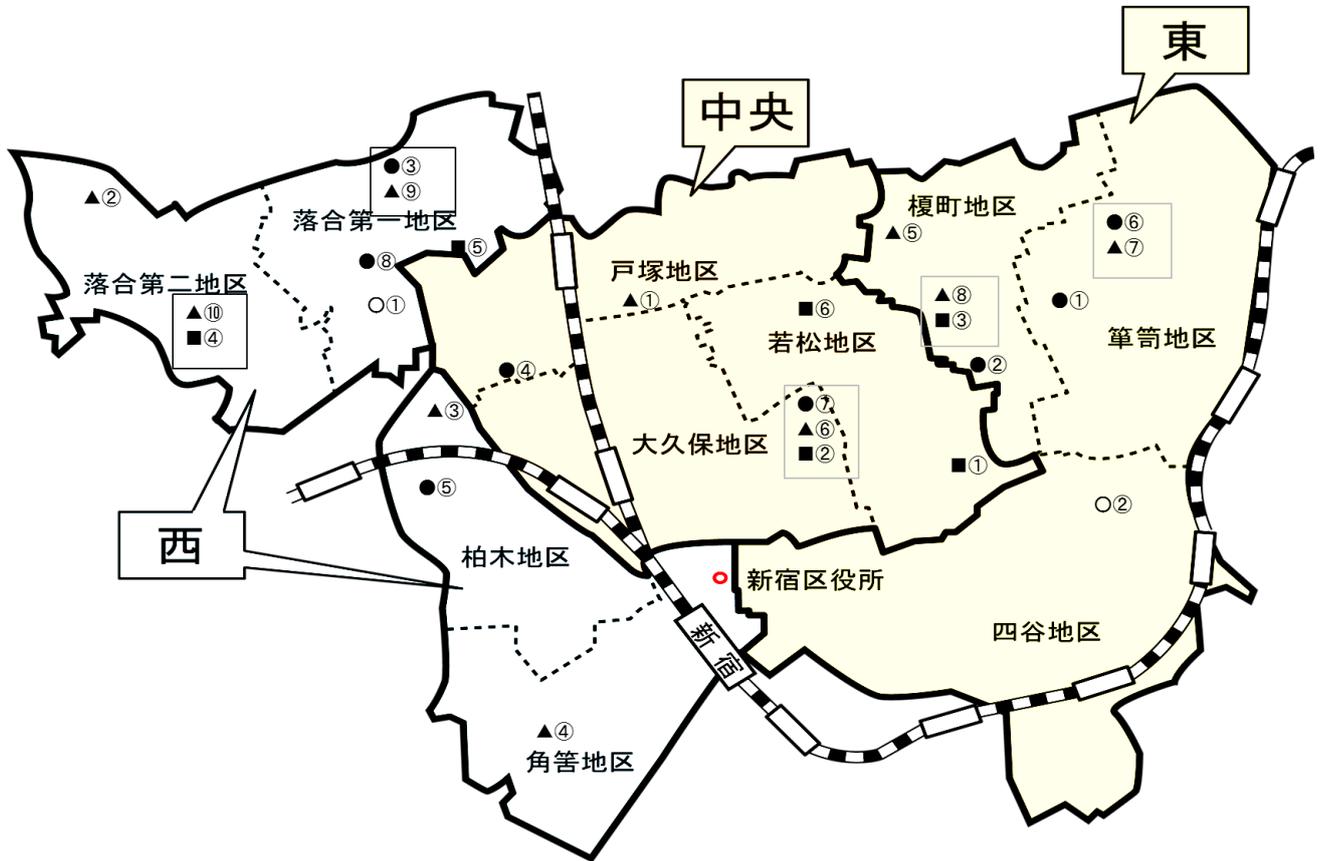
	西	中央	東	計		
	現況	現況	現況	現況	目標	累計
事業所	3	2	3	8	+1	9
定員	290	129	196	615	+44	659

注) 平成 31 年度に中央圏域の富久町国有地に 1 所 (定員 44 人) 開設予定  
地域密着型特別養護老人ホーム 1 所含む

### 3. 介護保険サービスの基盤整備状況

#### 区内の主な介護保険サービス施設

(平成 29 年 10 月 1 日現在)



特別養護老人ホーム (●)		
①	特別養護老人ホーム あかね苑	北山伏町 2-12
②	特別養護老人ホーム 原町ホーム	原町 3-8
③	特別養護老人ホーム 聖母ホーム	中落合 2-5-21
④	特別養護老人ホーム 新宿けやき園	百人町 4-5-1
⑤	北新宿特別養護老人ホーム	北新宿 3-27-6
⑥	特別養護老人ホーム 神楽坂	矢来町 104
⑦	小規模特別養護老人ホーム マザアス新宿	新宿 7-3-31
⑧	特別養護老人ホーム もみの樹園	上落合 1-17-8

認知症高齢者グループホーム (▲)		
①	より処 めくみ・くるみ	高田馬場 1-20-16
②	グループホームなごみ西落合	西落合 4-8-9
③	せらび新宿	北新宿 4-11-13
④	笑がおの園新宿	西新宿 4-15-1
⑤	ワセダグループホーム	早稲田鶴巻町 519-3
⑥	グループホームつつじ	新宿 7-3-31
⑦	グループホーム神楽坂	矢来町 104
⑧	原町グループホーム	原町 3-84
⑨	グループホーム聖母	中落合 2-5-21
⑩	優っくりグループホーム新宿西落合	西落合 2-8-7

小規模多機能型居宅介護 (■)		
①	コンフォメディケア小規模多機能ホーム	住吉町 9-10
②	小規模多機能ホーム さくら	新宿 7-3-31
③	原町小規模多機能居宅介護センター	原町 3-84
④	優っくり小規模多機能介護 新宿西落合	西落合 2-8-7
⑤	デイハウス下落合	下落合 1-9-10
⑥	戸山いつきの社	戸山 2-4-101

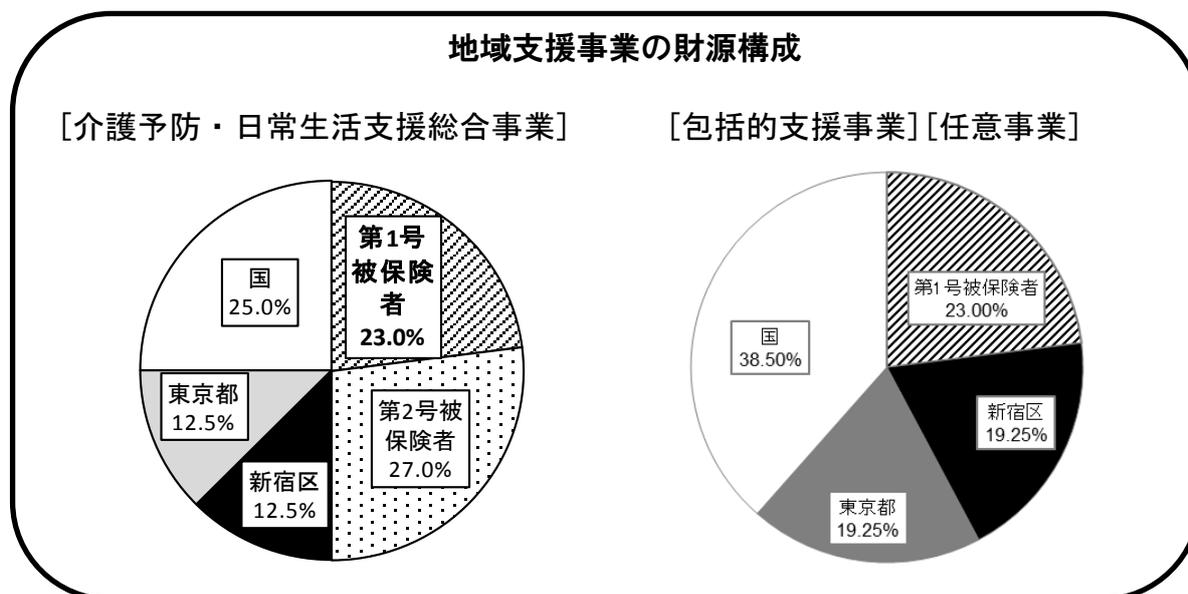
看護小規模多機能型居宅介護 (○)		
①	わいは	上落合 1-23-19
②	坂町ミモザの家	四谷坂町 6-5

## 4. 地域支援事業

### (1) 地域支援事業の制度

要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的ケアマネジメントを強化する観点から、区が主体となって地域支援事業を実施します。

地域支援事業は、①介護予防・日常生活支援総合事業 ②包括的支援事業 ③任意事業で構成され、財源構成は下記のとおりです。



### (2) 地域支援事業費の見込み

[地域支援事業費の見込み]

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防・日常生活支援総合事業	現在精査中		
包括的支援事業			
任意事業			
地域支援事業費合計	19 億円	20 億円	20 億円

※地域支援事業費総額は素案時点では上限値で算出。

## 第4節 第1号被保険者の保険料

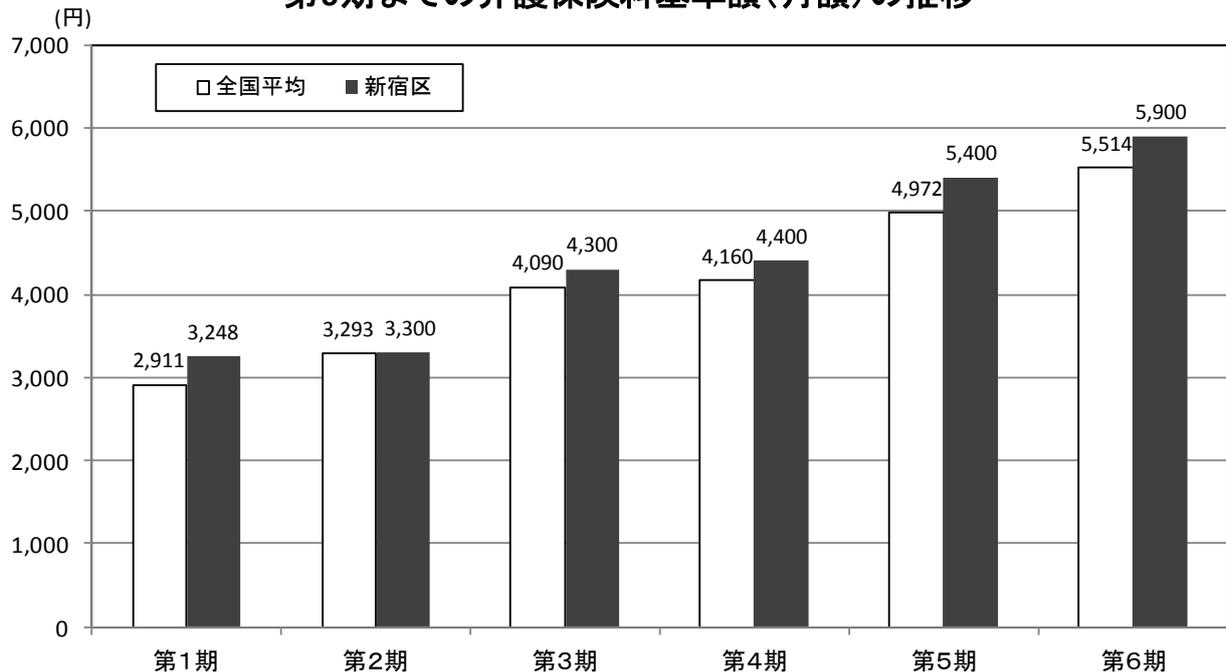
### 1. 給付と負担の関係

65歳以上の介護保険料（第1号保険料）は、区市町村（保険者）ごとに決められ、額はその区市町村の被保険者が利用する介護保険サービスの水準を反映した金額になります。

区の介護保険料は、3年を1期とする介護保険事業計画期間中のサービス（給付費）の利用見込量に応じたものとなります。従って、サービスの利用量が増加すれば保険料は上がり、利用量が減少すれば下がることになります。

全国平均の介護保険料基準額（月額）は、第1期の2,911円から第6期は5,514円と約1.89倍となりました。新宿区の介護保険料基準額（月額）は、第1期の3,248円から第6期は5,900円と約1.82倍です。

第6期までの介護保険料基準額(月額)の推移

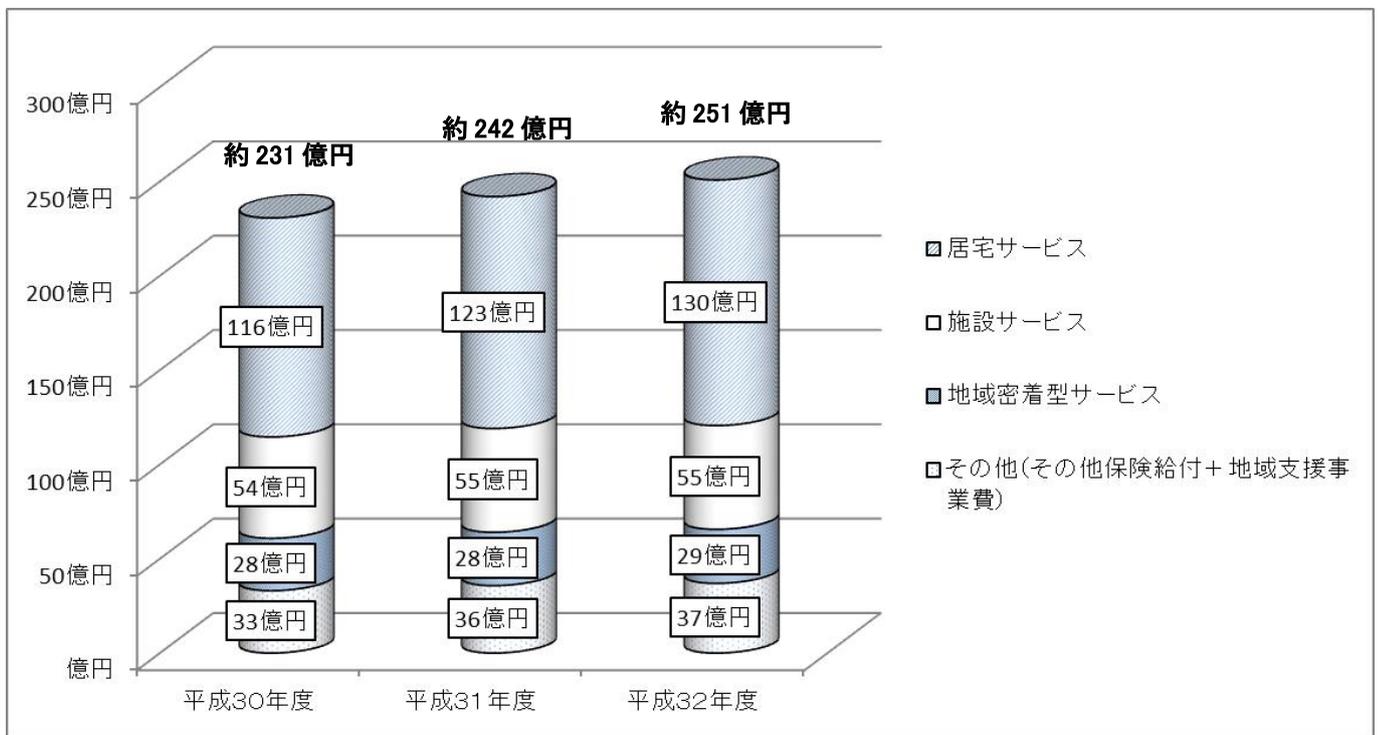


## 2. 総給付費の見込み

平成 28 年度以降、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が地域支援事業へ移行されたことなど、給付費の減少要因もありましたが、高齢化の進展に伴う要介護認定者数の増加による地域密着型サービスの利用量の増加、地域密着型サービスや特別養護老人ホーム等の整備計画及び過去の給付実績を踏まえて、第 7 期の 3 年間の総給付費を概算で見込んだところ、第 6 期計画値の約 689 億円から約 5 % 増加し、第 7 期は約 723 億円となりました。

※今後、平成 29 年 10 月 1 日時点の高齢者人口を基準に、改めて将来人口推計及び要介護認定者推計を行う外、直近のサービス利用状況や介護報酬改定等の影響を踏まえて精査していきます。

### 第 7 期の総給付費の見込み

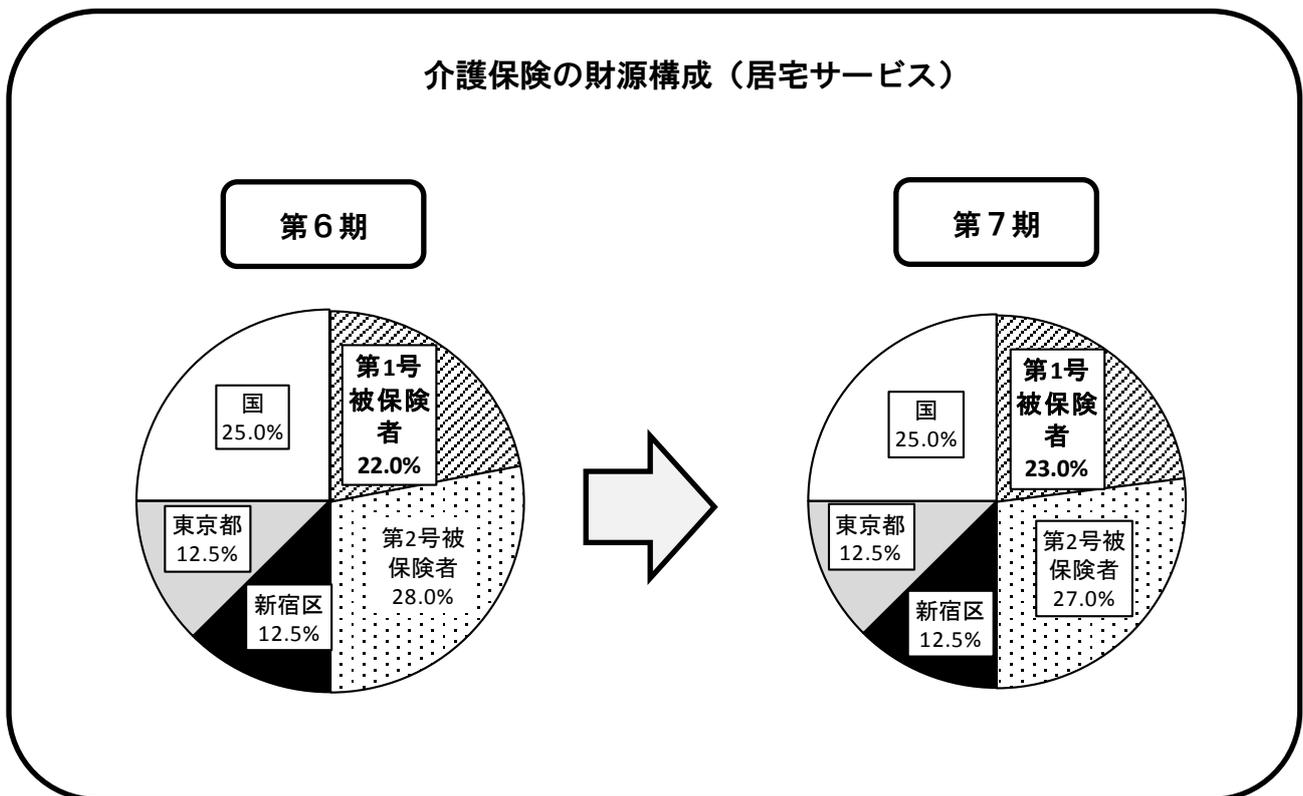


注) 金額は四捨五入により、億円単位にまとめているため、合計額が一致しない場合がある。

### 3. 第7期の介護保険料基準額

#### (1) 第1号被保険者の負担率

第1号被保険者の総給付費に対する負担率は、第1号被保険者と第2号被保険者の人口比率によって決定します。第6期の第1号被保険者の負担率は22%でしたが、第7期は高齢者数の増加により23%に改正されることが予定されています。



#### (2) 保険料基準額

保険料基準額の算定にあたっての総給付費の見込みは、給付費の減少要因もあった一方で、高齢化の進展に伴う高齢者数及び要介護認定者数の増加による地域密着型サービスの利用量の増加、地域密着型サービスや特別養護老人ホーム等の施設開設によるサービスの充実が主な上昇の要因となり、概算で試算したところ、第6期計画値の約689億円から約5%増加し、第7期は約723億円になる見込みです。

この総給付費見込額から、第7期の保険料を大まかに試算すると、7,200円程度になると見込まれます。最終的には、現時点において確定されていない要因等を勘案し、保険料基準額を算定します。

## ＜今後の保険料基準額に影響を与える主な要因＞

### ①介護報酬の改定

平成 30 年 4 月に介護報酬の改定が予定されています。

改定は、保険料の算定に影響を及ぼしますが、個々の介護サービスの単価をはじめ、現在のところその内容については未定となっています。

### ②介護給付準備基金の活用

第 6 期での保険料の剰余金は 15 億円程度と見込まれ、この剰余金「介護給付準備基金」は、第 7 期の保険料の抑制に使います。

#### ※介護給付準備基金

介護保険料については、中期財政運営（3 年間）を行うことにより、通常、計画期間の初年度に剰余金が生じることが見込まれ、当該剰余金を財源として 2 年度目または 3 年度目の給付費に充てることとなる。その際の当該剰余金について、適切に管理する必要があるため、保険者はこの剰余金を管理するための基金を設置するものとされている。

## 4. 第 7 期の保険料段階

区は、負担能力に応じた負担割合とする考え方に基づき、第 6 期では保険料段階を 16 段階とし、保険料段階をきめ細かく設定しています。

第 7 期においても、制度改正による低所得者の軽減割合の拡大を図りながら、引き続き負担能力に応じた負担割合と多段階設定について検討し、安定的な財政運営を実施していきます。

## 第7期介護保険料基準額（月額）の試算

### 《第7期の総給付費》

◎総給付費 約689億円（第6期） ⇒ 約723億円（第7期）

（※総給付費 = 介護保険サービスにかかる保険給付費 + 地域支援事業費）

《主な増加要因》

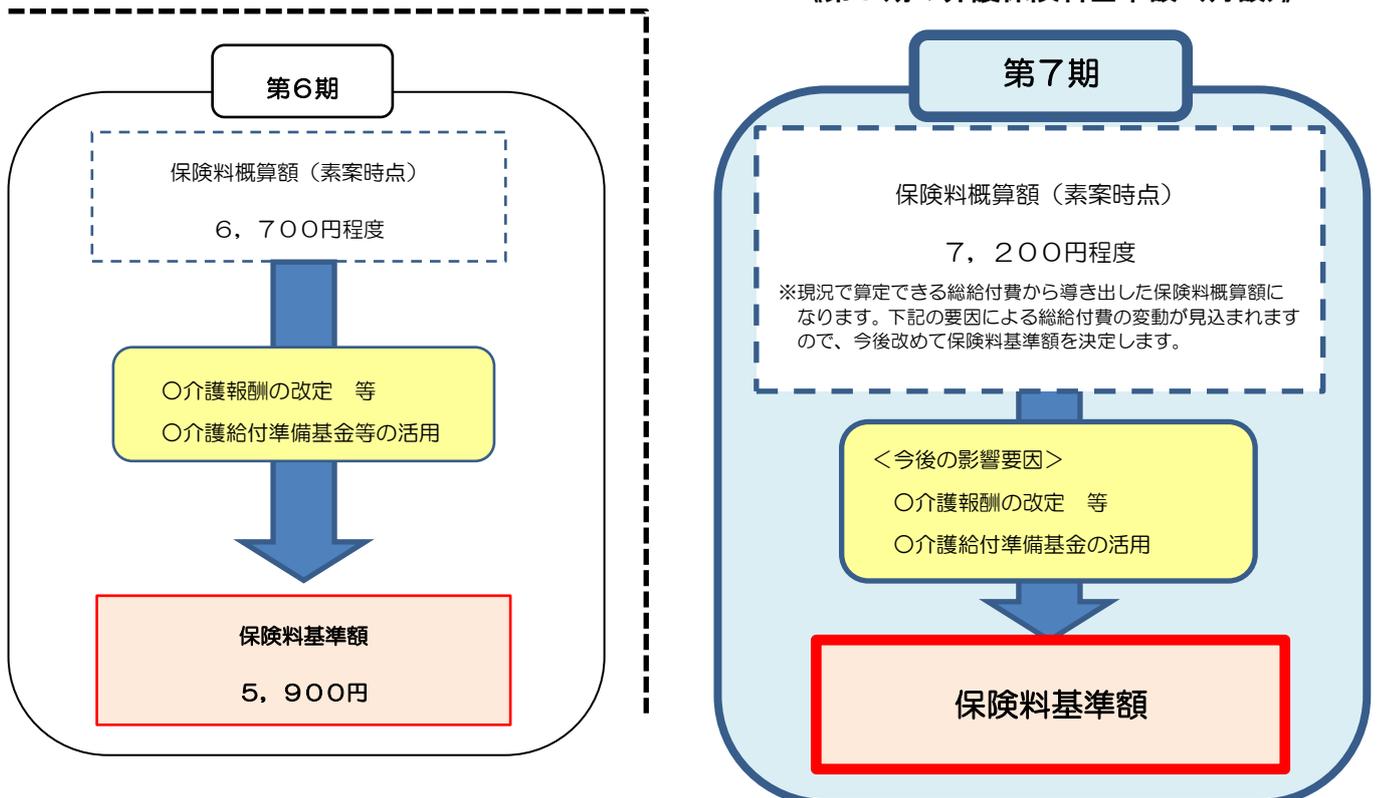
- 高齢化の進展に伴う要介護認定者数の増加
- サービスの充実による利用量の増加
  - ・ 居宅サービス（訪問看護、通所介護、ショートステイ 等）
  - ・ 地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型共同生活介護 等）
  - ・ 特別養護老人ホーム

### 《第1号被保険者の保険料基準額の算定方法》

$$\frac{\text{第7期の総給付費} \times 23\% (\text{第1号被保険者負担割合})}{\text{第1号被保険者数} (\text{第7期の3年間の累計人数})} \div 12 \text{ か月} = \text{保険料基準額 (月額)}$$

注) 基本的には上記算定式にて保険料基準額（月額）を算定しますが、75歳以上高齢者数、第1号被保険者の所得分布、介護給付準備基金の取り崩しにより最終的に決定します。

### 《第7期の介護保険料基準額（月額）》



## 5. 平成 37（2025）年のサービス水準等の推計

第 7 期介護保険事業計画の策定にあたっては、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる平成 37（2025）年を見据えて、中長期的な視野に立った施策の展開を図ることが必要であり、新宿区における平成 37（2025）年のサービス水準等を推計しますが、現在試算中です。

なお、国が試算した全国ベースの推計では、給付の総費用額が平成 29（2017）年の約 10.7 兆円から平成 37（2025）年は約 21 兆円と約 2 倍に増加し、保険料（月額）も第 6 期の全国平均 5,514 円から平成 37（2025）年は 8,200 円程度に上昇すると見込んでいます。

### 国が試算した平成 37（2025）年のサービス水準等の推計（全国ベース）

	平成 29（2017）年	平成 37（2025）年	備考
給付の総費用	約 10.7 兆円	約 21 兆円	約 2 倍増
保険料	5,514 円	8,200 円程度	約 2,700 円増

## 第5節 低所得者等への対応

### 1. 施設サービス及び短期入所サービスの負担額の軽減

施設サービスや短期入所サービスを利用する際の居住費・食費について、所得等に応じた自己負担限度額を設け、低所得者の負担軽減を図ります。

### 2. 高額介護（予防）サービス費

1か月に受けた介護保険サービスの世帯の利用者負担の合計額が所得に応じた上限額を超えた場合、その超えた費用を高額介護（予防）サービス費として支給します。

### 3. 高額医療合算介護（予防）サービス費

医療保険及び介護保険の世帯の利用者負担の合計額が著しく高額になる場合に、1年間の限度額を設け、その限度額を超える差額を高額医療合算介護（予防）サービス費として支給します。

### 4. 社会福祉法人、介護保険サービス提供事業者による利用者負担軽減

生計が困難な方を対象に、社会福祉法人等の提供する介護保険サービスの利用者負担額の減額を行います。

### 5. 高齢者夫婦世帯等の居住費・食事費用助成

高齢の夫婦ふたり暮らし世帯などで、一方又は双方が介護保険施設に入った場合に、世帯員及び配偶者の合計所得金額と課税年金収入額の合計から、施設入所にかかる費用を控除した額が80万円以下であるなどの条件に該当する場合には、減額を行います。

### 6. 旧措置入所者への対応

介護保険制度の施行以前から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所していた方（旧措置入所者）に、平成12年4月1日から所得に応じて軽減措置を設けており、当分の間延長することとされています。また、平成17年10月から、居住費・食費の自己負担限度額が導入されましたが、従前の費用徴収額を上回ることはないよう負担軽減措置を設けています。

## 7. 通所系サービスにおける食事費用助成

区の独自施策として、住民税非課税世帯の方（4の軽減との併用不可）を対象に、登録された区内通所系サービス事業所を利用する場合、1日あたり200円の食事費用を助成します。

## 8. 高額介護（予防）サービス費等の貸付

高額介護（予防）サービス費が支給されるまでの間や、特定福祉用具購入、住宅改修等のサービス利用の際は、一時的に多額の利用者負担が生じることがあります。この場合、保険給付されるまでの間、資金の貸し付けを行います。

## 9. 境界層該当者への対応

介護保険制度においては、介護保険料や施設サービス等の居住費・食費の自己負担限度額、高額介護（予防）サービス費の利用者負担上限額について、本来適用されるべき基準を適用すれば生活保護を必要とするが、それよりも低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる方（これを「境界層該当者」という）については、その低い基準を適用とすることとしています。